

東急電鉄大井町線(戸越公園駅付近)  
連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業と  
戸越公園駅の交通広場整備事業

# 用地測量の手順

東 京 都  
品 川 区  
東 急 電 鉄 株 式 会 社



# 目 次

1 はじめに .....	1
2 今後の測量の流れについて .....	2
3 用地測量の手順について .....	3
4 事前調査のお願いについて .....	4
5 立会依頼状について .....	6
6 境界立会いについて .....	8
7 立会証明書について .....	9
8 境界確認書について .....	10
9 腕章・身分証明書について .....	11

## 1 はじめに

平素より、東京都、品川区並びに東急電鉄株式会社の事業に、皆様のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

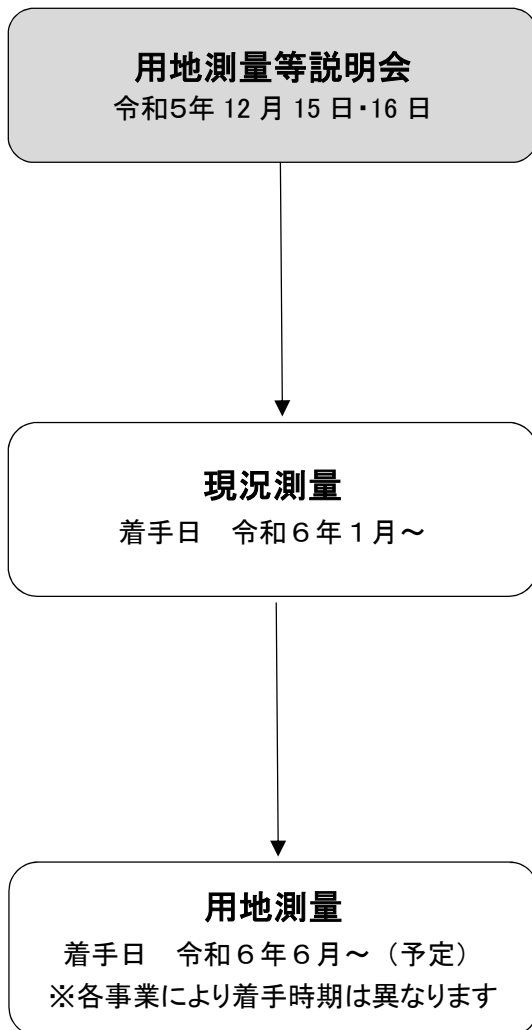
さて、「東急電鉄大井町線(戸越公園駅付近)連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業と戸越公園駅の交通広場整備事業」については、令和5年10月に都市計画決定し、現在、事業化に向けた準備を進めているところです。

事業化されますと、事業に必要な用地を皆様からお譲りいただくか、もしくはお借りさせていただくこととなりますが、必要となる用地範囲や面積等を確定するため、事前に皆様の土地について測量を実施させていただきます。測量の際には、皆様の敷地内への立入りや土地の境界を確認していただくための立会い等をお願いいたします。

ご多忙中のこととは存じますが、本事業にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

令和5年12月

## 2 今後の測量の流れについて

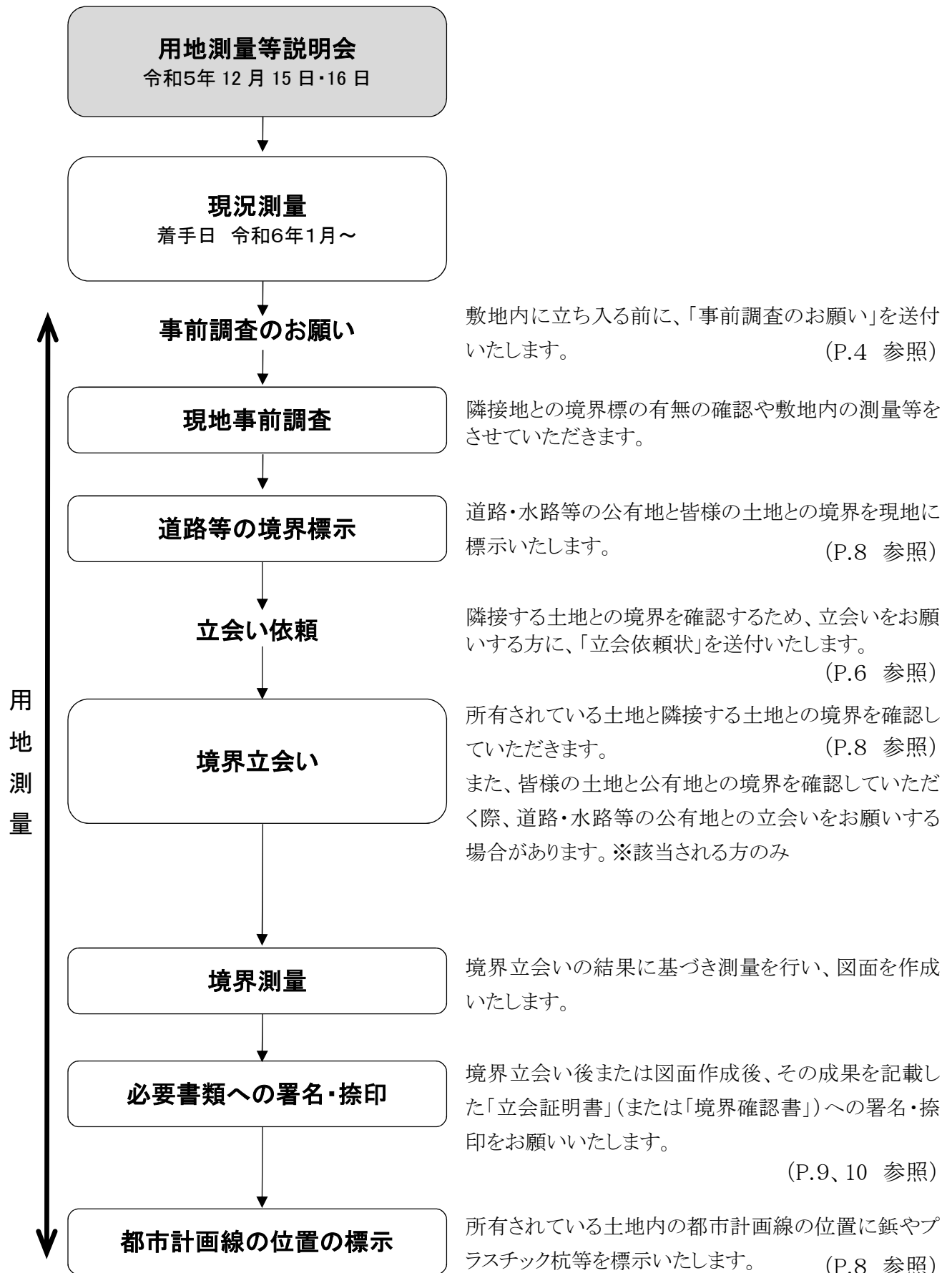


現況測量は、連続立体交差事業等の区域とその周辺の建物、樹木、塀及び道路等の位置や形状、土地の高さ等を把握するために行う測量です。その後、都市計画線の位置を正確に把握し、事業の基礎となる図面を作成いたします。

皆様の敷地内に立ち入る場合、事前に「現況測量のお知らせ」を送付いたします。

用地測量は、連続立体交差事業等のために皆様からお譲りいただくか、もしくはお借りさせていただく土地の、正確な面積を求めることを目的として行うものです。皆様の土地と道路や鉄道との境界、また、皆様のお隣の土地との境界を確認し、土地の面積等を確定します。

### 3 用地測量の手順について



## 4 事前調査のお願いについて

土地の境界立会いの前に、境界標の有無の確認及び敷地内の測量等を実施するため、皆様のご了承を得た上で敷地内に立ち入らせていただきます。

事前調査に入る前に、下記の「事前調査のお願い」を送付いたしますので、調査へのご協力をお願いいたします。

連続立体交差事業の例（鉄道付属街路事業及び交通広場整備事業も同様の書式となります。）

### 事前調査のお願い

平素より、東京都、品川区並びに東急電鉄株式会社の事業に、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日の用地測量等説明会でご説明いたしましたとおり、東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）連続立体交差事業等に関わる土地の用地測量を実施させていただきます。

つきましては、境界立会いに先立ち事前調査をいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

事前調査とは、境界標の有無の確認及び敷地内の測量等を実施していく作業です。調査は、下記の調査期間で実施いたします。皆様の敷地内に立ち入らせていただく際には、お声掛けし、ご了承を得た上で作業を実施いたします。

また、土地の境界位置がわかるような図面や筆界（境界）確認書等をお持ちでしたら、事前調査の際にお知らせください。

ご多忙中、誠に恐縮ですが、ご協力の程お願いいたします。

なお、境界立会いにつきましては、後日改めて立会依頼状をお送りいたします。

### 記

調査期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

調査時間 00:00～00:00(〇〇は除く)

令和 年 月 日

【お問合せ先】（事業者）□ □ □ □

（住 所）東京都△△△△△△-△-△

（電 話）◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇

※お問合せは、土曜・日曜・祝日を除く午前〇時〇分から午後〇時〇分までの間にお願います。

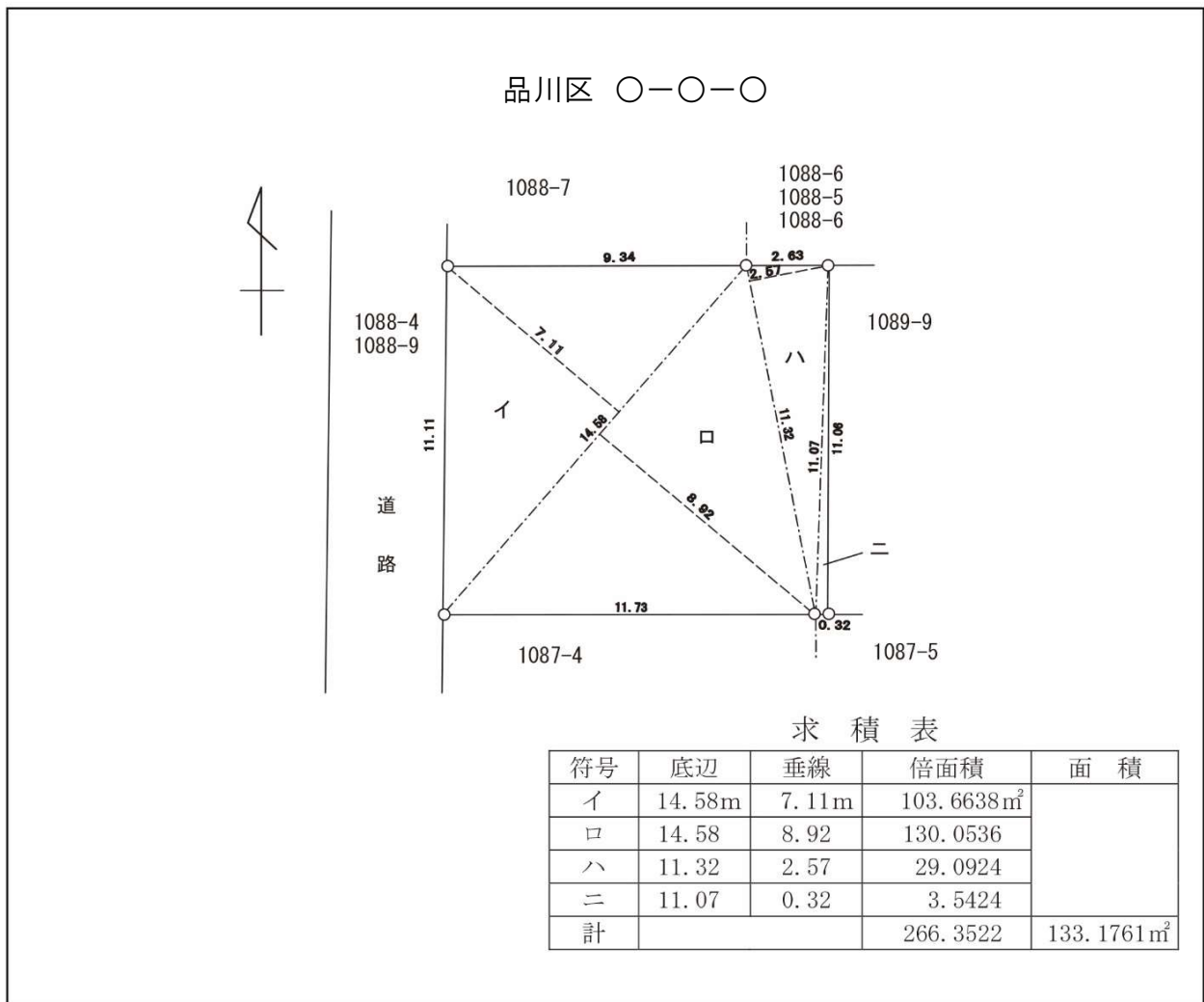
## ○ 参考図面等について

土地に関する図面等をお持ちの方は、参考資料とさせていただきますので、事前調査の際にお知らせください。

参考となる図面は、土地の境界位置が記載されている「境界確定図」、「土地測量図」、「地積測量図」等です。この他、土地境界を確認した書類等がございましたら、あわせてお知らせください。

一例として、「地積測量図」をお示しします。

### 地積測量図の例





## 5 立会依頼状について

私有地及び道路・水路等の境界立会いをお願いする「立会依頼状」の例です。立会いの前にご自宅等へ送付いたしますが、境界確認は土地所有者の方、全員の立会いが必要です。「立会依頼状」に記載いたしました日時及び場所をご確認の上、立会いをお願いいたします。

連続立体交差事業の例（鉄道付属街路事業及び交通広場整備事業も同様の書式となります。）

土地境界立会いについて(依頼状)

○ ○ ○ ○様

東急電鉄大井町線(戸越公園駅付近)連続立体交差事業のため、所有されている下記の土地と、隣接地との境界を現地にて確認していただきます。

つきましては、ご多忙中、誠に恐縮ですが、下記の日程により、実施いたしますのでお立会いいただきますようご協力をお願いいたします。

日時:令和 年 月 日 午前・午後 時 分  
土地の所在:品川区 番地

ご都合により、立会い日の変更等を希望される場合は、お手数ですが下記までご連絡ください。

立会い時の注意事項(お願い)

○この「依頼状」と立会いする方の「印鑑(認印)」をお持ちください。

※印鑑は、朱肉で押印するもの(スタンプ不可)

○代理人の方が立会いをされる場合は、土地所有者の方が委任状(別紙)にご記入の上、当日、代理人の方がこの「依頼状」、代理人の方の「印鑑(認印)」及び「委任状」をお持ちください。なお、法人関係で代表者以外の方が立会いをされる場合も、法人代表者からの「委任状」と代理人の方の「印鑑(認印)」をお持ちください。

○ご本人または代理人であることを確認できる書類(免許証等)のご提示をいただく場合がありますのでご用意願います。

○境界について、参考となる図面または書類(土地の測量図、隣地との境界確認書類等)がございましたら、お持ちください。

○小雨の場合は、決行いたします。天候等により中止する場合には事前にご連絡いたします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

令和 年 月 日

【お問合せ先】 (事業者) □ □ □ □

(住所) 東京都△△△△△△-△-△

(電話) ◇◇-◇◇◇◇-◇◇◇◇

※お問合せは、土曜・日曜・祝日を除く午前〇時〇分から午後〇時〇分までの間にお願います。

## ○ 委任状について

代理人の方が立会いをされる場合は、土地所有者の方が次のような委任状にご記入の上、当日、代理人の方がお持ちください。法人関係で代表者以外の方が立会いをされる場合も、法人代表者からの委任状をお持ちください。（※立会依頼状に同封させていただきます。）

当日立会いする代理人の方は、「依頼状」、代理人の方の「印鑑（認印）」もお持ちください。なお、印鑑については「認印」で構いませんが、シャチハタなどのゴム印はご遠慮願います。

連続立体交差事業の例（鉄道付属街路事業及び交通広場整備事業も同様の書式となります。）

### 委 任 状

(代理人)  
住 所  
  
氏 名

私は上記の者を代理人と定め、私の所有する下記の土地と東急電鉄大井町線（戸越公園駅付近）連続立体交差事業に伴う境界立会いに関する権限を委任します。

(土地の所在・地番)  
東京都 番  
※登記簿上の地番をご記入ください。

令和 年 月 日

(委任者)  
住 所  
  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 6 境界立会いについて

境界立会いをしていただく場合の事例です。

最初に道路・水路等の公有地との境界を標示いたします。

次に、所有地と隣接地との境界を確認していただきます。

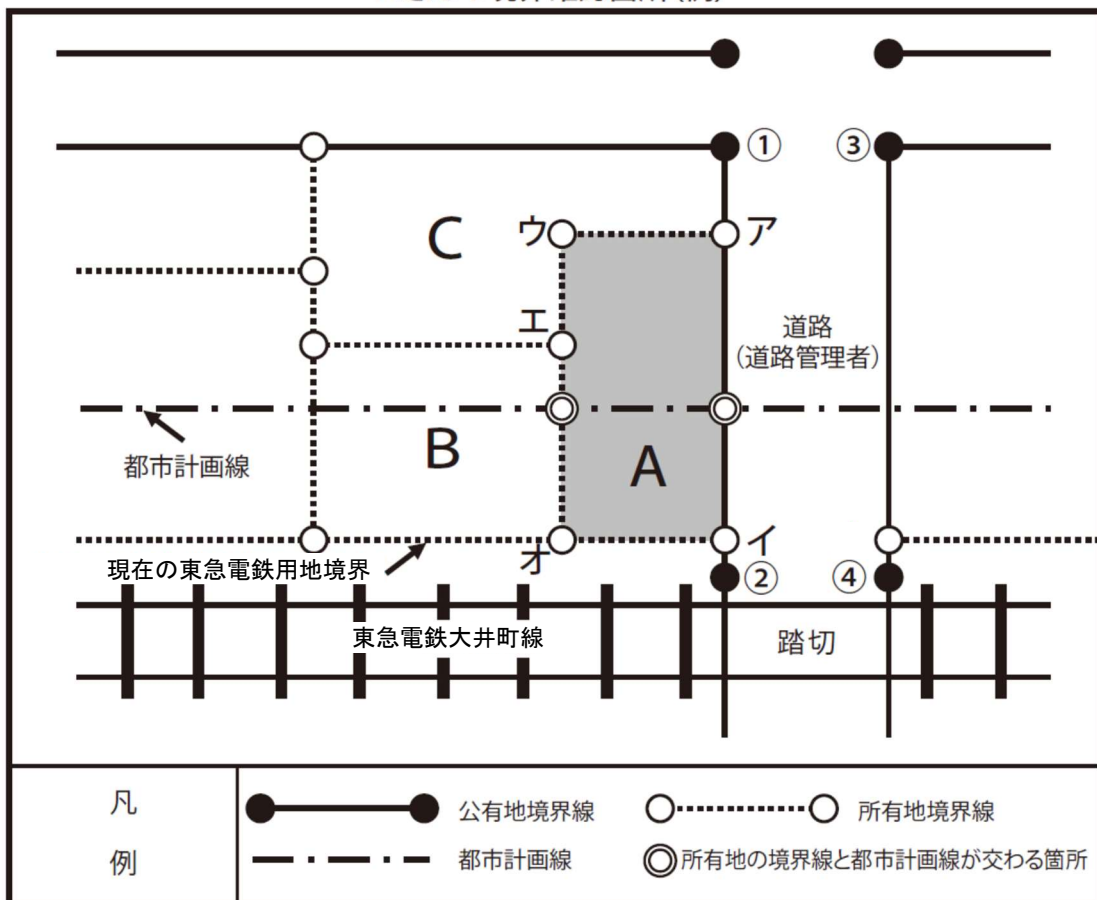
その後、皆様のご了承を得た上で、所有地の境界線と都市計画線が交わる箇所に鉋やプラスチック杭等で現地に標示をいたします。

※道路・水路等の公有地についても、境界立会いをお願いすることがあります。

公有地を含む境界立会いの例 —Aさんの場合—

区分	境界点	境界立会い関係者
公有地の境界標示	①、②、③、④	
所有地の境界立会い	ア	Aさん、Cさん
	イ	Aさん、東急電鉄
	ウ	Aさん、Cさん
	エ	Aさん、Bさん、Cさん
	オ	Aさん、Bさん、東急電鉄

Aさんの境界確認箇所(例)



## 7 立会証明書について

境界立会の結果に基づき測量を行い、境界立会后または図面作成後に署名・捺印していただく「立会証明書」の例です。この「立会証明書」をもって、境界を確認していただいたこととなります。

「立会証明書」は、事業者側で用意いたします。

印鑑については「認印」で構いませんが、シャチハタなどのゴム印はご遠慮願います。

連続立体交差事業の例（鉄道附属街路事業及び交通広場整備事業も同様の書式となります。）

立 会 証 明 書					
土地の表示	品川区	町	丁目	番	
上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。					
	土地所有者	住所			
		氏名			印
	土地所有者	住所			
		氏名			印
隣接地番	住所	氏名	電話番号	立会年月日	捺印
本立会証明書のとおり立会の事実を確認し、測量したものであることを証明します。					
令和	年	月	日		
	住所				
	氏名				印
注1 管理人、代理人が立会いした場合は、その者の住所・氏名・電話番号を併記して捺印する。					

## 8 境界確認書について

道路・水路等の公有地との土地境界を確認していただいた後に署名・捺印していただく書類です。公有地を管理する区役所等が書類を用意いたします。

印鑑については「認印」で構いませんが、シャチハタなどのゴム印はご遠慮願います。

品川区の例（公有地の管理者により書式は異なる場合があります。）

私所有の下記土地と隣接する品川区所管公有地との境界について 本境界図のとおり合意する。				土地境界図 縮尺		座標一覧表			
立合場所・土地の地番	土地所有者 住所 氏名 印	立合年月日	合意年月日	土地所在	縮尺	X	Y	備	考
品川区西大井三丁目 30番4	品川区西大井三丁目42番36号 口本 太郎 印	平成 〇〇年〇〇月〇〇日	平成 〇〇年〇〇月〇〇日	品川区西大井三丁目30番4 ほか	1			P. 1	区境界石
品川区西大井三丁目 30番5、30番6	品川区西大井三丁目45番4号 東京 太郎 印	平成 〇〇年〇〇月〇〇日	平成 〇〇年〇〇月〇〇日	地 番 大田区山王一丁目55番5 ほか	250			P. 2	区境界金属杭
大田区山王一丁目 55番5、55番6、55番7	札幌市南三条北四丁目5番1号 品川 太郎 合意書により確認	平成 〇〇年〇〇月〇〇日	平成 〇〇年〇〇月〇〇日					P. 3	区境界石
								P. 4	区境界石
								P. 5	区プレート
								P. 6	区プレート
								S. 1	建物角
								S. 2	ブロック塀角
								S. 3	建物角
								S. 4	建物角
								S. 5	みかげ石
								T. 1	鉄
								T. 2	鉄

詳細図

凡 例

○	P. n	境界点
○	S. n	参照点
○	T. n	標識点
○ ○ m ○ ○		境界辺長

作成者

資格登録番号

測量年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

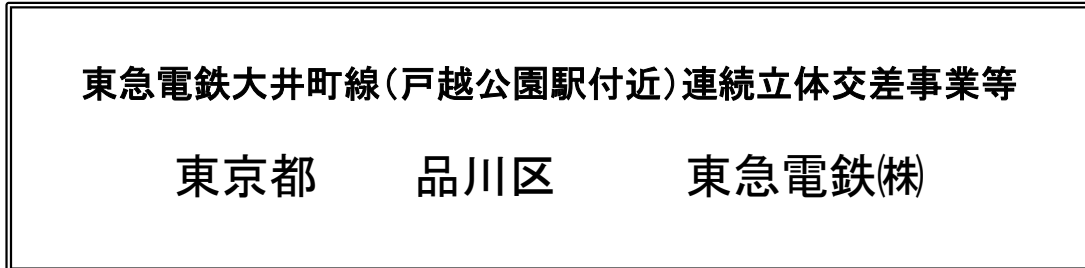
印

※品川区では、本書式を用いて隣接地等との境界を確認します。

## 9 腕章・身分証明書について

現地で作業を行う測量委託会社は、次のような腕章を着用し、身分証明書を携帯いたします。

### (1) 腕章



### (2) 身分証明書

#### 連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業の例

<p>第〇〇号</p> <h3 style="text-align: center;">身分証明書</h3> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </div> <p>氏名 〇〇 〇〇 昭和 年 月 日生 勤務先 株式会社〇〇〇〇 住所 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>上記の者は、東京都施行の下記委託測量に 従事する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 件 名 東急電鉄大井町線(戸越公園駅付近) 連続立体交差事業</p> <p>2. 委託場所 東急電鉄大井町線 戸越公園駅付近</p> <p>3. 委託期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 令和 年 月 日 東京都建設局道路建設部長 〇〇 〇〇</p> <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;"> </div>	<p style="text-align: center;">注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この証明書は、標記委託に従事する場合には、必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。</li> <li>2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。</li> <li>3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li> <li>4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都建設局道路建設部長へ届け出なければならない。</li> <li>5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都建設局道路建設部長へ返還しなければならない。</li> </ol>
--	---

#### 交通広場整備事業の例

	<h3>身分証明書</h3> <p>第〇〇〇号</p>	<h3>注 意</h3>
<p>勤務先 株式会社〇〇〇〇 氏 名 〇〇 〇〇</p> <p>上記の者は、品川区都市環境部都市開発課施行の下記業務委託に従事 する者であることを証明する。</p> <p>委託件名 令和〇年度戸越公園駅前広場計画に係る用地測量等業務委託 交付年月日 令和〇年〇月〇〇日 有効期限 令和〇年〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">品川区長 〇〇 〇〇</p> <div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;"> </div>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. この証明書は、表記委託に従事する場合には必ず携帯し、関係人の請求があった時は、いつでも提示しなければならない。</li> <li>2. この証明書の記載事項を訂正したものは無効とする。</li> <li>3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li> <li>4. この証明書を紛失した時は、速やかに品川区都市環境部都市開発課へ届け出なければならない。</li> <li>5. この証明書は、表記委託以外に使用してはならない。</li> <li>6. この証明書の有効期限を経過した時は、速やかに品川区都市環境部都市開発課へ返還しなければならない。</li> </ol>	

※大きさは原則として名刺サイズとする。



## 用地測量に関するお問合せ先

《連続立体交差事業及び鉄道附属街路事業に関わる測量作業について》

東急電鉄株式会社 鉄道事業本部 工務部 土木課

TEL 03-5459-5244

※内容によっては別の部署より回答差し上げる場合もございます

《戸越公園駅 交通広場整備事業について》

品川区 都市環境部 都市開発課

TEL 03-5742-7653

《その他連続立体交差事業に関する内容等について》

○東京都 建設局 道路建設部 計画課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

TEL 03-5320-5387 (ダイヤルイン)

※お問合せは、土曜・日曜・祝日を除く午前9時30分から午後4時30分までの間をお願いいたします。